

子育て世帯臨時特例給付金の 受付を行います

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として行うものです。

- ★対象者 平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給されている人
- ★対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
- ★支給対象者 対象児童1人につき3,000円
- ★基準日 平成27年5月31日

- 受付場所** 本庁 健康福祉課・総合支所 住民課
- 受付期間** 6月16日(火)～9月30日(水)(土・日・祝日を除く。)
- 受付時間** 午前8時30分～午後5時15分
- 持ってくるもの** 通帳・印鑑
*公務員の人は、職場で発行された証明書と申請書をお持ちください。

※児童手当の現況届受付日は、子育て世帯臨時特例給付金の申請も受付時間を延長して行います。詳しくは、右記をご覧ください。

※臨時福祉給付金の受付は、9月ごろを予定しています。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111(内線765)

身体障がい者(児) 巡回相談を行います

熊本県では、障がい者などの補装具に関する相談や障がい福祉サービスの利用に関する相談を受け、必要に応じて医学的診査や判定を行い、身体障がい者などの福祉向上を図ります。

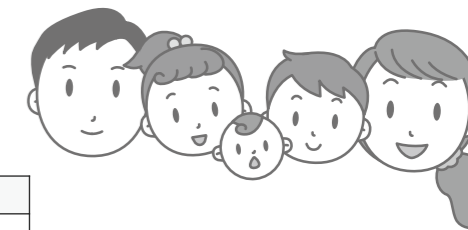
- と き** 6月22日(月)
- と ころ** 山鹿市健康福祉センター
- 実施機関** 熊本県福祉総合相談所
- 相談内容** ①補装具に関する相談および判定
②障がい福祉サービス利用に関する相談
- 申込締切** 6月15日(月)



問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724

児童手当のお知らせ

- ★支給対象 中学校3年生までの児童を養育している人
※公務員の人は、勤務先から支給されます。



児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は、15,000円)
中学生	10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人あたり月額5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

- ★支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

- ★現況届 6月以降の児童手当を受けるには、現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

今年度も下記の日程で現況届の受付を行います。提出されないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

- 受付日・受付場所**
菊水地区 6月16日(火)・17日(水) 本庁1階会議室
三加和地区 6月18日(木)・19日(金) 総合支所住民課窓口

- 受付時間**
午前8時30分～午後7時

- 持ってくるもの**
 - ・印鑑
 - ・保護者(受給者と配偶者)と児童の保険証
 - ・受給者と配偶者の平成27年度の所得課税証明書(平成27年1月2日以降に和水町に転入された人)
※平成27年1月1日時点で住民登録されていた市区町村で取得できます
 - ・児童の住民票謄本(児童が和水町外に住民登録されている人)

- 対象者**
中学3年生までの児童を養育している人(公務員の人を除く)

※日程、時間などの都合が悪い人は、ご相談ください。
※5月中に、転入された人や第1子の出生などで認定請求書を提出された人は、現況届を提出する必要はありません。
※「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付も上記受付日は時間を延長して、同時に行います。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111(内線765)